

○ 『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の一部改正の概要

(1) 勧告通知、命令通知、戒告書、代執行令書（略式代執行の場合、事前の公告）において、措置の内容が特定空家等の全部の除却であり、動産等（廃棄物を含む。以下「動産等」という。）に対する措置を含める場合は、「対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分等すべき旨」「特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令^{※1}に従って適切に処理すべき旨」を明記することが望ましい旨を記載する。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）などが挙げられる。

(2) 代執行により発生した廃棄物や危険を生ずるおそれのある動産等については、関係法令^{※1}に従って適切に処理するものとする旨を記載する。

(3) 相当の価値のある動産等や社会通念上処分をためらう動産等については以下の内容を記載する。

動産の種類	対応方法		根拠法令
	所有者等を確認している場合	過失なく措置を命ぜられるべき者を確認することができない場合	
相当の価値のある動産等や社会通念上処分をためらう動産	代執行時に存する場合は保管し、所有者に期間を定めて引き取りに来るよう連絡することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは <u>他法令^{※2}や裁判例^{※3}も参考にしつつ、法務部局と協議して適切に定める。</u>	代執行時に存する場合は保管し、期間を定めて引き取りに来るよう公示することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは <u>他法令^{※2}や裁判例^{※3}も参考にしつつ、法務部局と協議して適切に定める。</u>	※2
上記のうち、現金及び有価証券	現金（定めた保管期間が経過した動産で、民法第 497 条に基づき裁判所の許可を得て競売に付して換価したその代金を含む。）及び有価証券については供託所に供託をすることも考えられる。		民法第 494 条、民法第 497 条、供託法第 1 条

※2 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 7 条第 4 項、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 75 条第 6 項、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 27 条第 6 項、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 3 項などが挙げられる。

※3 さいたま地裁平成 16 年 3 月 17 日

なお、過失なく措置を命ぜられるべき者を確認することができない場合において、代執行費用に係る債権を有する市町村が申し立てるなどして不在者財産管理人（民法第 25 条第 1 項）又は相続財産管理人（民法第 952 条第 1 項）が選任されている場合は、当該財産管理人に動産を引き継ぐ旨をあわせて記載する。

(4) このほか、行政不服審査法の改正等に関する所要の改正を行う。